

令和5年度寒河江市胃がんリスク検査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の胃がん発生のリスクを減らすとともに、効率的な胃がんの予防及び早期発見により、市民の健康増進を図るため、寒河江市（以下「市」という。）が実施する胃がんリスク検査（以下「検査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 検査の対象者は、検査受診日に市の住民基本台帳に記録されている者で、市ドック（市が実施する総合健診をいう。）において基本健診及び胃がん検診（以下「健診等」という。）を受診するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 食道、胃又は十二指腸に係る疾患の治療をしている者
- (2) 胃酸分泌抑制薬（プロトンポンプ阻害薬をいう。）を服薬している者又は検査受診日以前2か月以内に服薬していた者
- (3) 過去に胃を切除したことがある者
- (4) 腎不全（クレアチニン値が1デシリットル当たり3ミリグラム以上の状態をいう。）の者
- (5) 過去にヘリコバクター・ピロリ菌の除菌をしたことがある者
- (6) 過去にこの検査を受けたことがある者

(検査の委託)

第3条 市長は、検査を検査実施機関（以下「検診機関」という。）に委託して実施することができる。

(検査の手続)

第4条 検査を受けようとする者は、検診機関に事前に健診等の受診を申し込み、

健康被保険者証を持参の上、健診等当日の問診時に検査を申し込むものとする。

(検査費用)

第5条 検査費用は1回当たり1,540円とする。

2 検診機関は、検査を受けた者から700円の費用を徴収し、前項に規定する費用との差額を市に請求するものとする。

(市民への周知)

第6条 市長は、検査の実施について、市広報紙、市ホームページ等により市民への周知を図るものとする。

(健康被害及び損害賠償)

第7条 市長は、検査に起因する事故により検査を受診した者に健康被害が発生した場合は、全国市長会予防接種事故賠償保障制度の健診特約の定めるところにより、補償するものとする。

2 前項に規定する事故が検診機関の故意又は重大な過失により発生した場合は、市長は、当該補償額を検診機関に求償するものとする。

(連絡協議)

第8条 市は、検査を円滑に実施するため、検診機関、医師会等と相互に連絡し、必要に応じて協議するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。